

発表日 令和4年12月21日

担当課：農林水産部畜産課  
担当者：清水、永野  
直通電話：092-643-3498  
内線電話：3983

## 高病原性鳥インフルエンザ発生農場での殺処分の完了について

糸島市の養鶏場において、令和4年12月19日（月）に発生した高病原性鳥インフルエンザに係る殺処分が、12月21日（水）11時に完了しましたので、お知らせします。  
引き続き養鶏農家と連携し、拡大防止に向けた衛生対策の徹底に努めてまいります。

### 1 これまでの経過

- (1) 12月18日（日）、当該農場から死亡鶏が増加した旨、通報。
- (2) 同日、農場立入検査を実施し、簡易検査の結果、陽性を確認。
- (3) 12月19日（月）、中央家畜保健衛生所による遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
- (4) 上記検査の結果を受け、同日8時より、当該農場の飼養家きんの殺処分及び処理を開始。同時に、感染拡大防止のため、主要道路に消毒ポイントを4箇所設置し、畜産関係車両の消毒を開始。併せて、近隣農場の消毒を強化。
- (5) 同日、県内の全ての養鶏農家に対し、消毒の徹底、防鳥ネットの破損箇所の補修、異常の早期通報など飼養衛生管理基準の遵守を指導。
- (6) 12月21日（水）11時、全ての養鶏の殺処分が完了（52,945羽）  
【防疫作業動員数】 約1,000人（19日～21日午前までの延べ動員数）  
※ 1クール150人体制で、24時間3交代で実施

### 2 今後の防疫対応

- (1) 殺処分した鶏と汚染物品の処理、農場全体の消毒（初動防疫措置完了）
- (2) 周辺農場の清浄性の確認検査を実施し、問題がなければ、初動防疫措置完了後、約2週間で搬出制限区域<sup>※1</sup>、約3週間で移動制限区域<sup>※2</sup>を解除（防疫措置完了）  
※1：発生農場から半径3～10km以内の区域。区域外への搬出を禁止  
※2：発生農場から半径3km以内の区域。家きん等の移動を禁止

### 3 その他

- (1) 日本では、これまで鶏肉及び卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例はありません。
- (2) 今後とも、本件に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いいたします。